

アスファルト舗装板の切断に係る濁水及び粉体の処理に係るQ & A

Q 1 : 回収した濁水や粉体は、産業廃棄物の何に該当するのか？

A 1 : 湿式のカッターから出た濁水はその性状から「汚泥」、乾式のカッターから出た粉体は発生形態から元のアスファルトと同様に「がれき類」と分類しています。

Q 2 : 回収した濁水の運搬方法に決まりはあるか？

A 2 : 通常の汚泥と同様に、蓋付きのドラム缶やペール缶で、転倒しないよう車体と結束した上で運搬する必要があります。

なお、運搬を下請け業者が行う場合には、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要になりますので、委託の際にはご注意ください。

Q 3 : 処理費用はいくら位かかるのか。

A 3 : 処理業者ごと、処理方法ごとに異なりますので、環境整備課のHPを参考に汚泥の処理業者にお問い合わせください。

Q 4 : 産業廃棄物処分業者に引き渡す際に、濁水の性状分析が必要となるのか。

A 4 : 通常の汚泥と同様に、委託契約に際し、廃棄物処理法施行規則第8条の4の2第6号に基づき、廃棄する物の性状及び荷姿に関する情報を提供する必要があります。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、別途行われたアスファルト濁水に関する調査結果等があれば、引用してもかまいません。

※参考に、土木建築部技術管理課発注により分析した結果を(例)として紹介します。

濁水の分析結果の概要

分析は2つの試験が行われています。

1. 水質汚濁防止法に基づく「排水基準を定める省令」への適合状況を検査

回収した濁水(原水)を分析したところ、鉛及びヒ素が排水基準を超え、カドミウムが基準値内で検出された。

濁水を原水のまま公共用水域に排水せずに、回収して産業廃棄物として処理する必要性が確認された。

2. 「産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準」への適合状況を検査

廃棄物処理法の基準に基づき濁水と沈殿物について溶出試験を実施したところ、鉛、ヒ素、カドミウムともに検出限界値未満であった。

このことより、当該濁水は特別管理産業廃棄物には該当せず、通常の産業廃棄物(汚泥)に該当することが確認された。

※現場によって性状が大きく異なることは無いと思いますが、発注者による分析も検討ください。

Q5：粉体をがれき類として再利用することは可能か。

A5：粉体は飛散しやすい性状であるため、運搬や処理の際には飛散流出防止対策を講じて下さい。

再生骨材等の原料として粉体を再利用する際には、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令に基づく基準以下であることなどの確認が必要になります。

※参考に、環境部が粉体の分析(溶出試験)を行いましたので、その結果を紹介しま
す。(結果は別掲)

粉体の分析結果の概要

1. 分析項目：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令に基づく
25項目及びベンゾピレン(溶出試験)
2. 検 体：普通アスファルト舗装の切断粉体
3. 採 取 日：平成27年2月25日
4. 分析結果：溶出試験を行った結果、全ての項目で検出下限未満であった。

Q6：ゆいくる材としても再利用されているが、自社のヤードで乾燥させて埋め戻し材として利用することは可能か。

A6：認定基準を満たし認定を受けた物がゆいくる材として再利用されています。汚泥の自ら利用については、あらかじめ当課に相談し、処理計画の確認を受けることが原則になります。確認する事項としては、用途に応じて土壤環境基準や関係法令をクリアした性状であることが基本になります。

Q7：汚泥と廃アルカリの混合物と扱う県もあると聞いたことがありますが、汚泥として処理してよいのか。

A7：九州各県にも問い合わせた結果、多くの県で汚泥として扱われているようです。地域によって処理の方法が異なりますので、それぞれご確認ください。

Q8：濁水にはアスファルト由来の油分が含まれていないか。

A8：県土木建築部が行った分析では、油分は0.24%という結果になっています。

Q9：空冷式のカッターが推奨されているのか。

A9：国土交通省からの通知においては、特に空冷式を推奨するとは示されていませんが、粉じんの飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉じんについては、適正な運搬・処理を実施した上で使用するよう示されています。

Q10 : コンクリートを切断する際に生じる濁水や粉体の処理はどうすればよいのか。

A10 : コンクリートの切断に伴って生じる濁水や粉体についても同様に処分時の性状に応じて、汚泥(湿式による切断)又はがれき類(乾式による切断)として処理する必要があります。

Q11 : ハンドカッターで切断する場合、廃棄物処理法の規制は受けないのか。

A11 : 切断する距離にかかわらず、ハンドカッターで切断する場合でも濁水や粉体を回収し、適正に処理する義務があります。また飛散・流出防止対策も講じる必要があります。